

妙高市複合施設条例施行規則

別表(第8条関係)

使用団体		使用目的	減免率
市及び市の部局		学習・会議等これに準ずる集会	免除
実質的に市及び教育委員会が主体である場合又は誘致した場合		〃	免除
学校	市立	〃	免除
	市内の公立	〃	50%
社会教育関係団体		〃	50%
市が認めた社会福祉を目的とする団体		〃	50%
市が認めた自治会、地域づくり団体等のコミュニティ活動を行う団体		〃	50%
上記以外の団体で市長が減免することを適当と認めた団体		〃	個別に指定

備考

- 1 冷暖房設備使用料は、免除したものを除き規定料金とする。
- 2 減免後の使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。